

第5回兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 議 事 録

1 日 時 平成26年10月16日(木) 午前10時30分～午前12時10分

2 場 所 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 会議室

3 出 席 者

(1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 力宗 幸男 委員 小川 一茂

委員 門野 隆弘 委員 斉藤 千鶴

(2) 諮問に関する説明職員

豊岡市健康福祉部健康増進課参事兼健康まちづくり推進室長 久保川 伸幸

(3) 事務局

事務局長 土井 義和 総務課長 堀 勤一 資格保険料課長 株柳 典昭

給付課課長補佐 堀 信也 他

4 議 題

(1) 審議事項

自治体共用型健幸クラウド事業に関する豊岡市へのデータ提供について

(個人情報保護条例第8条第1項第4号)

(2) 報告事項

① 平成25年度の情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

② レセプト二次点検業務について

③ 重複・頻回受診者訪問指導業務について

④ 社会保障・税番号制度について

⑤ データヘルス計画策定にかかるKDB(国保データベース)への参加について

5 傍 聴 人 なし

6 議事の要旨

(1) 審議事項

自治体共用型健幸クラウド事業に関する豊岡市へのデータ提供について

(個人情報保護条例第8条第1項第4号)

豊岡市が筑波大学等と共同で取り組みを進めている自治体共用型健幸クラウド事業の実施にあたり、広域連合が保有している個人情報（資格情報である個人番号及び給付情報である診療年月、診療実日数、傷病名コードなどの医療給付データ）を豊岡市へ提供することについて審議した。

① 内容説明（豊岡市より）

豊岡市は、現在、健康政策に大変力を入れている。

どの自治体も同じであると思うが、15年後には、豊岡市は高齢化率が40%程度になるだろうと予測している。その際には、医療費や介護給付といったような社会保障費が増大し、さらには、豊岡市内には357集落あるが、高齢化率100%となるところもあり、人口が減少し、地域のコミュニティそのものが崩壊してしまうのではないかと危惧している。

そうしたときに、地域住民一人一人が健康であって、その地域のコミュニティも維持していける、そんなまちづくりをしたいという強い思いの中で、まずはこの健康政策を力強く進めていきたいということを考えている。

豊岡市ではこれまでに何が足りなかったのかという反省の中で、今まであまり健康に関心のない方を対象にしたということがなかったため、「ポピュレーションアプローチ」という部分が不足していた。さらに市民へアピールするために、科学的な検証をした事業を展開していなかったのではないかと思う。また、健康づくりというと、どうしても健康増進課というような所管課だけが考えて、豊岡市全体のまちづくりの中で考えるという視点がなかったのではないか。

こういったことを統合的に進めていくことで、健康の康の字は「幸」という字を使うが、健康で幸せに暮らせるまち「スマートウェルネスシティ」をつくっていこうという考え方に立ちこのような政策を展開している。

そうした中で、科学的な検証をしようとする、市民全体を見て、その分析結果をもとに政策展開を行うということがどうしても必要になるが、現在、政策を進める上で検証ができるのは、国保加入者のみということになり、全体の34%程度の実態しか把握できないうえに、どうしても階層が特定の方に偏りがちということがある。

そこで、分析をする上では、協会けんぽのデータや後期高齢者のデータも含めると市民の約8割を超える実態がつかめてくるということになるため、健幸クラウドという仕組みの中で一緒に分析をできるようにしていこうということで特区の申請を提出させていただいた。

資料裏面には、2009年にオープンした豊岡市立総合健康ゾーン健康増進施設「ウェルストーク豊岡」の実績という記載があるが、これは健幸クラウドの中に国保のデータを入れて分析をしたもので、データはあくまで国保の加入者のみである。

ウェルストーク豊岡のオープン前年の医療費と2年後の医療費がどのように変化した

のかを比較すると、ウェルストークの利用者は医療費が少し減少しているが、その利用者のうち、2009年の医療費が同じで、男女の構成、年齢の構成が同じような方を対象群ということで比較すると、その方々の2年後の医療費への効果はぐっと右肩上がりとなり、12万8,000円余りの有意差が検証された。このようなこともこの健幸クラウドの中でできるようになってきたので、政策の評価について、できるだけ多くの方のデータを分析して評価できるようにしていきたいと考えている。

このクラウドの活用方法については、それぞれの政策を展開し、その政策がどのような効果があったのかということの評価をしていけるようにしていきたい。

また、豊岡市の小学校区分の中でのそれぞれの地域の特性がどう出ているのかというようなことも検証していくことで、それぞれの地域に応じた政策展開を可能にしたいと考えている。

それで、資料の健幸クラウドシステムという資料を添付しているが、これはつくばウエルネスリサーチという筑波大学の教授がベンチャー企業として立ち上げた会社で、そこがメインとなってこのような活動をしている。

この健幸クラウドは、特区という仕組みの中で、全国で7つの自治体、新潟県の見附市、新潟市、三条市、福島県伊達市、岐阜市、大阪府高石市、豊岡市と筑波大学、それからこのつくばウエルネスリサーチという組み合わせの中で、こういった総合的な評価ができるクラウドという仕組みをつくらうということで特区の申請をし、平成23年度に特区としての指定を受けてスタートしている。

次ページに健幸クラウドの特徴とあるが、この中に協会けんぽのデータを既にも含めており、全体で市民の約7割の実態が把握できるということになっている。そのようなことで、既にシステムは動かしているが、いろいろな政策を展開する上で、いよいよ後期高齢者の年代になった方々の医療費にどのような効果があったのか、介護の認定等への影響はどうであったのかということを確認しようと思うと、今の仕組みの中では確認できないということがあり、ぜひともこの後期高齢者への医療効果を検証していきたいということが課題となっており、このようなお願いをこの7つの自治体が一斉にさせていただいているという状態である。

それから、信頼性の高い共用型システムというようにも記載があるが、イメージ的には、このクラウドについては統計をあくまで目的とした分析をするということである。

そういったことによりこのクラウドは運用しているので、決して一人ひとりを見ていくというものではない。年齢についても、5歳刻みであるとか、住所地についても小学校区単位でとどめて、それ以上の追求はしない。

また、回線についても専用回線で繋いでいるので、外部に漏れるというようなことはなく、IDについても、豊岡市が持っているIDから、このクラウド用のIDに変換をして登録をする。そうすることで、元のデータへ変換できないという仕組みを導

入しながら、このクラウドを構築している。今後はこれを活用しながら、豊岡市の政策をどのようにしていくことがいいのか、それを市民の方にご理解をいただきながら政策展開ができるようにするためにも、このクラウドを活用するということで後期高齢者データをぜひともご提供いただければと考えている。

② 諮問書説明（事務局より）

それでは、諮問書の説明をさせていただきます。

提供する個人情報については、諮問書の「1」に記載をしている豊岡市の後期高齢者医療被保険者に係る医療給付データ等である。

資格情報となる個人番号、また、診療年月、診療実日数、傷病名コードなどの給付情報である。提供先は、広域連合内ではなく、広域連合の構成市である兵庫県豊岡市に対して提供する。

なお、今、説明があったように、「自治体共用型健幸クラウド」というのは、豊岡市の外部で最終的にデータを保管することとなる。

そのため、第三者に本件データを提供するにあたり、豊岡市に対し、「連結不可能匿名化処理」、つまり他の情報と照合することによる特定の個人の識別ができないようにする処理を行った上で提供することを条件として課していきたいと考えている。

次ページは、当広域連合の個人情報保護条例の「利用及び提供の制限」を定めた第8条を抜粋したものである。

第1項は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供できる事由を定めているが、豊岡市による当該事業実施のための豊岡市への個人情報の提供は、「法令等の定めがあるとき」、「本人の同意があるとき」などの第1号から第3号までに該当していないため、第4号の「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき」に該当するかを審査会に諮問させていただくものである。

(2) 報告事項

① 平成25年度の情報公開・個人情報保護制度の実施状況について（資料1）

情報公開制度の平成25年度の請求件数は0件であった。参考までに平成24年度についても請求件数は0件である。

次に、個人情報保護制度の運用状況について、開示請求は被保険者本人よりの請求に基づくものであり、平成25年度は、請求件数が11件、全部開示が11件である。平成24年度は、請求件数が6件、全部開示が6件である。なお、請求内容については、全て診療報酬明細書、レセプトである。訂正請求・利用停止請求はなかった。

次に、診療報酬明細書等の開示依頼（遺族等）の状況について、これは、被保険者本人からではなく、遺族の方々からの依頼に基づくものである。こちらの運用にあた

っては、広域連合の後期高齢者医療診療報酬明細書等の開示に関する取扱要領に基づいて行っている。

平成25年度は、依頼件数が12件、全部開示が11件、部分開示が1件である。

部分開示の1件については、遺族間でのトラブルがあり、医療機関より不開示の回答があった。被保険者本人は既に死亡しており、個人情報保護条例に該当しないこと。また、取扱要領である被保険者の生前の意思及び名誉を傷つける恐れがある場合に該当しないことなどにより、開示としたものである。ただし、調剤薬局にかかる調剤報酬明細書について、医師の個人情報であることから、医師の名前を伏せて部分開示としたものである。この場合、医師個人の開示を求めたものの、面識がなかったことから部分開示となった。平成24年度は、依頼件数が7件、全部開示が7件である。

② レセプト二次点検業務について（資料2）

レセプト二次点検業務について、被保険者にかかる診療報酬明細書、いわゆるレセプトであるが、このうち、兵庫県広域連合がその費用を支払ったものについて、請求内容にかかる二次点検業務及び当該業務に付随する業務を行い、その療養の内容が適正であるかどうかを審査するものである。

平成25年度まで兵庫県国民健康保険団体連合会に一次点検及び二次点検業務の実施を委託してきたが、事業者選定における公平性及び透明性の確保を図るとともに、レセプト二次点検業務の効率的・効果的な実施により一層の医療費の適正化を図る観点から、公募型プロポーザル方式で受託事業者を選定し、平成26年4月から民間事業者と同業務を委託している。

平成26年度の受託事業者は、株式会社オークスである。

業務内容については、当広域連合が提供する「後期高齢者医療広域連合電算処理システム」、兵庫県国民健康保険団体連合会が提供する「保険者レセプト管理システム」及び「後期高齢者医療広域連合事務代行システム」を活用してレセプト点検業務を実施する。

③ 重複・頻回受診者訪問指導業務について（資料3）

重複・頻回受診者に対して、保健師等により適切な訪問健康相談を行うことにより、被保険者の傷病の早期治癒及び健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化を図ることを目的として、平成26年度から新たに実施するものである。専門事業者への委託により実施している。

平成26年度の受託事業者は株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアである。

業務内容については、兵庫県内の後期高齢者医療の被保険者のうち、重複・頻回受診者を診療報酬明細書レセプト情報等において、一定の条件を指定し、対象者を抽出し、対象者リストを受託事業者に提供するものである。

抽出の範囲は、初年度となる平成26年度は神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、加古川市、高砂市、播磨町に在住する被保険者のうち、条件に該当する者を抽出した。全市町に対するカバー率としては、約60%をカバーしている。なお、残る32市町については、平成27年度からの実施予定である。

抽出人数は、1,460人である。これは平成26年7月処理データから抽出をしている。このうち、訪問指導予定人数は、350人から400人で、2回訪問することとしているため、述べ約800人を予定している。

訪問指導予定時期としては、11月及び1月の2回を予定している。

受託業者への対象者データの提供方法は、電子媒体MOを利用している。

④ 社会保障・税番号制度について（資料4）

社会保障・税番号制度（以下「番号制度」）の概要については、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）であるとされている。

番号制度は、1、悉皆性と唯一無二性が確保された付番。2、各行政機関が保有・管理する個人に関する情報の連携・活用。3、本人による個人番号の真正性の証明（本人確認）の仕組みによって構成されており、制度面とシステム面の両方から特定個人情報の保護措置が講じられる。

次に、特定個人情報保護評価の概要について、特定個人情報ファイルを保有しようとする、または、保有する国の行政機関や地方公共団体等が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを宣言するものである。

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられている。

特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う事務が対象となっている。

特定個人情報保護評価の実施時期については、特定個人情報ファイルを保有する前に実施することとされている。特定個人情報保護評価の結果に基づき、システム設計を変更できるようにするため、システムの要件定義の終了までに実施することが原則となっており、遅くともプログラミングの開始前までに実施することが必要であるとされている。

特定個人情報保護評価の実施手順については、評価対象となる事務の対象人数が30万人以上である場合は、「基礎項目評価」及び「全項目評価」を実施することとさ

れているため、被保険者数が66万人の当広域連合は、全項目評価を実施しなければならない。

また、全項目評価を実施する場合、住民等の意見聴取及び第三者点検を行う必要がある。これは、番号法と特定個人情報保護委員会規則に定められている。

具体的な実施手順として、基礎項目評価書及び全項目評価の作成を平成27年3月から5月頃を目途に行う予定である。

次に、住民等の意見聴取（パブリックコメント）を平成27年6月頃に、その後、第三者点検を平成27年7月頃に予定しており、また、国の特定個人情報保護委員会へ第三者点検を経た評価書を提出するのが、平成27年7月頃。その後、委員会の承認を受け、評価書の公表を行うのが平成27年7月頃を予定している。

第三者点検の根拠法令については、規則第7条第4項において、「地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする」とされている。

全項目評価に伴う第三者点検の実施については、先に説明させていただいたとおり、当情報公開・個人情報保護審査会において実施していただくことが適当であると考える。

第三者点検の目的等については、第三者点検は、評価実施機関、今回の場合は当広域連合ということになるが、特定個人情報保護評価の内容を決定するにあたり、外部の有識者の意見を伺うことにより、特定個人情報保護評価の「適合性」及び「妥当性」を客観的に担保することを目的としている。

どのような内容を点検するのかということについては、一般的な規則及び特定個人情報保護評価指針で定める第三者点検は、指針第10の1（2）に定める審査の観点を参考に、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性について点検を行うことが想定されている。評価実施機関は、その意見を聞いて、必要に応じて特定個人情報保護評価の内容を見直すことが求められている。

なお、指針に定める審査の観点に加え、審査の観点における主な考慮事項を詳細に示した「特定個人情報保護評価指針第10（2）に定める審査の観点における主な考慮事項」が特定個人情報保護委員会より示されており、これを参照して第三者点検を行うことが想定されている。

48ページの評価指針という部分は、（2）審査の観点となっており、これは国の特定個人情報保護委員会が、地方公共団体と評価実施機関が提出した評価書をどのような観点で審査するかということであり、第三者点検を行っていただく際にも、同じような視点から審査・評価することになるので、基本的には、このような「適合性」

と「妥当性」の観点をもって見ていただくということである。

今年の8月に特定個人情報保護委員会から出された主な考慮事項については、もう少し詳細に説明したものとなり、例えば適合性として、しきい値の判断に誤りはないかなど具体的に書かれている資料である。つまり、実際に第三者点検を行うときには、この考慮事項も参照して、点検評価を行うということになる。

59ページについて、これは、全項目評価書のひな形である。実際には、このフォーマットが既に決められており、評価実施機関がこのフォーマットに従って記入をしていく。つまり、広域連合が具体的に記入した内容が左に記入されることになる。このページの右側のところに、先ほどの視点や考慮事項が具体的に盛り込まれており、この項目については、このような観点でチェックをしてくださいというようなことが示されている。そのため、第三者点検をする際には、評価書の各項目について具体的な観点から審査をしてほしいということが国からも示されている。

なお、番号制度の概要や特定個人情報保護委員会規則についても添付資料をご確認いただきたい。

最後に、尼崎市住基素案概要について、これは、実際に尼崎市が住民基本台帳システムの全項目評価を行ったときの資料で、具体的にどのような方法になるのかというと、それぞれのシステムにより内容が若干異なるが、評価書の具体例として参考までに添付しているのでご確認いただきたい。

それでは、条例改正について、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例第3条において、当情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務について規定している。

基本的に、審査会の所掌事務については、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の規定により、その権限に属させられた事項を処理するものであることから、第三者点検を当情報公開個人情報保護審査会の所掌事務として取り扱うためには、情報公開・個人情報保護審査会条例について条例改正が必要になるものである。

第三者点検の実施については、平成27年7月頃を予定していることから、平成27年2月議会において当該条例改正を提案したいと考えている。

なお、特定個人情報定義と特定個人情報ファイルの定義については、参考として記載している。

⑤ データヘルス計画策定にかかるKDB（国保データベース）への参加について（資料5）

KDB（国保データベース）システムについては、昨年の当情報公開・個人情報保護審査会において当広域連合も参加する意向であることを報告させていただいた。しかしながら、当初、平成25年10月に稼働予定とされていたKDBシステムに不具合が発生し、修正のため稼働時期が遅れ前年の報告とは異なる結果となったことか

ら、改めて本年10月1日より参加したことを報告させていただく。

なお、その間に広域連合を含め、各保険者において保健事業推進計画、いわゆるデータヘルス計画を平成26年度中に策定することとされた。データヘルス計画を策定するにあたっては、KDBシステムの活用が一部で前提とされているなど、現状ではKDBシステムはその役割や機能がデータヘルス計画の策定・推進に資するものと位置付けられているものである。

KDBシステムにおけるデータ利用について、1番目は国保連合会における個人情報の保有及び保険者への提供について、国の事務連絡から抜粋したものであるが、国保連合会がそのような情報を取り扱うことについては、問題がないということ国で考え方を整理したものである。これについては、今年の当審査会でもご説明をさせていただいている。

次に、2番目として兵庫県広域連合のKDBシステムへのデータ提供についての考え方について説明をさせていただく。

昨年、この審査会において、保健事業の効果的な実施とその評価が可能となるものであり、結果として被保険者の健康増進等を図ることとなるため、個人情報の目的外使用ではないと考えるということの説明をいただいた。この考え方に基づき、今年の審査会において報告を行った。

次ページ、兵庫県広域連合のKDBシステム参加に伴う医科データの市町の閲覧については、給付事務については、構成市町の担当事務ではないので、これまで医科データ（レセプトデータ）については、構成市町への提供は行っていなかった。要請があった場合に個別に対応を行ってきた。その際、利用目的等によっては個人情報保護法の観点から、協定もしくは覚書を交わしているケースがあり、これまでは個人情報保護審査会で報告を行ってきた。

広域連合がKDBシステムに参加する場合、給付事務について共同処理を行っているため、その観点から同時に構成市町も参加することになる。ひいては医科データにおける個人情報もKDBシステム上で閲覧が可能になる。

この点については、そもそもデータ提供を行う時点で将来の参加が見込まれることは前提となっているので、市町の医科データ利用を認めないということは、少し考えにくい。

さらに、現時点ではデータヘルス計画の策定が広域連合に求められており、同計画の策定に当たってKDBシステムの活用が一部前提とされている。そういう状況にあることや、同計画の策定にあたって市町との連携・協力は当然のこととされており、こうした状況の変化に加え、上記の国保連合会における個人情報の保有及び保険者への提供及びKDBシステムへのデータ提供も合わせて考えると、被保険者のニーズに応じた保健事業を効率的かつ効果的に実施することは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事務事業であること。データヘルス計画の策定にあたって、市町がKD

Bシステム上で後期高齢者医療制度におけるレセプトデータを活用することは実務上必要不可欠であることから、データヘルス計画の策定と推進のための利用に限っては、個人情報の目的外使用にはあたらないものとする。

次に、構成市町のKDBシステムの参加方法について、後期高齢者医療制度における医科データの利用については、基本的に広域連合がKDBシステムを利用した帳票データの作成業務に関する委託契約を締結した時点で構成市町も利用が可能になる。これについては、先ほどの考え方にに基づき、特段、協定等を締結することは行わないが、利用を開始したことについては個人情報保護審査会で報告をさせていただくものである。

実際の利用にあたり、構成市町側における端末機の設置・設定とID等の付与が必要になる。ID等の付与に関しては、国保連合会から、各構成市町に対して付与が行われている。端末機の準備をはじめ、利用に関する管理は市町側で実施をしていただく。

次に健康診査データの利用について、健康診査データについては、当広域連合が管理をしていない。構成市町において管理をしている。そのため、KDBシステムへの健康診査データの登録は構成市町の判断によることである。

具体的には、KDBシステムへ健康診査データを登録するためには、まず国保連合会の特定健診等データ管理システムに健診データを登録する必要がある。KDBシステムにはそれ以外のシステムからデータを取り込む機能がない。そういうことが理由である。

特定健診等データ管理システムの契約は構成市町が行い、その上でKDBシステムにデータを登録する必要がある。

ここまでは、構成市町が行うことであり、当広域連合は関与する余地はない。

これにより、KDBシステムに登録された健康診査データについては、当広域連合が当然に利用できる権利はないので、広域連合がKDBシステムに健康診査データ登録を行った構成市町に対して利用の許諾を得る必要があり、具体的には、当該市町と当広域連合の間で健康診査データのKDBシステム上での利用について覚書を締結することとしている。

KDBシステムに健康診査データ登録を行った構成市町が増加するたびに、当該市町と覚書を締結していくことになる。当初は健康診査データをKDBシステムに登録をしている9市町と覚書を締結することとしている。なお、健康診査データにかかるKDBシステム利用契約は当広域連合が締結する契約に含まれており、本件については、個人情報保護審査会に報告をさせていただいているものである。

次に、介護保険に係る介護給付費明細書データの利用について、KDBシステムは、国保、介護・後期高齢の各種データを一体的に登録して、相互に突合等を行うことにより、その効果を発揮する。

そこで、後期高齢者医療においても、介護データとの突合等が機能として用意されているが、介護データに関してもKDBシステムの登録は構成市町の判断によるものであり、当広域連合が当然に利用することはできないことは同様である。ただし、国保連合会と構成市町との間、また、国保連合会と当広域連合との間で契約を締結することから、それぞれの契約書上に相互の利用についての規定が盛り込まれる見込みになっている。そのため、そうした条文を含む契約をそれぞれ国保連合会と締結することは、相互に利用を認めるということと解釈することができると思う。また、医科データについては、広域連合の契約締結により、構成市町も利用が可能になる。

費用については、KDBシステム委託料は当広域連合が負担するものである。端末機セットアップは構成市町が必要な場合に負担をする。なお、KDBシステムの委託料については、本来は有償であるが、まだ不具合が全部修正されていない部分と、追加開発をしている機能があり、サービスが完全提供できないという理由で、平成26年度及び平成27年度は無償にするということ为国保連合会から聞いている。

構成市町のKDB参加状況については、市町により健診データを登録しているところ、していないところ、また国保・介護についても参加しているところ、していないところがあり、兵庫県の中では、構成市町の対応がまだ統一がとれていない状況であるため、その限りにおいてはKDBの機能を完全に利用するということが今のところは難しい状況にある。

7 意見等

(1) 審議事項

自治体共用型健幸クラウド事業に関する豊岡市へのデータ提供について

(委員) この「健幸クラウドシステム」の諮問の基本のところ、豊岡市でこのようなシステムを導入して健康増進を図っていくというようなことを、市民に対して当然いろいろ周知もされていると思うが、確認の意味で、このようなシステムを導入し、このような取り組みをしているという市民の方への周知方法をご紹介いただきたいと思う。

(豊岡市) このシステムの導入については、ウェルネストーク豊岡での分析のようなこともあり、既に市民の方へもこういった分析ができていますというようなことをお知らせしながら、スタート時にはこのような健幸クラウドというものをつくるということも広報などでお知らせをさせていただいている。

それに引き続き、データ分析ができたものから分析結果を市民の方へ公表させていただき、あくまで統計ということであるが、機会があるごとに公表することで、ご理解がいただけるように努めている。

(委員) 市民の方への周知は行き届いているということか。

(豊岡市) 全ての市民の方へ広く周知徹底できているかという点、そこまでの自信はないが、「歩いて暮らすまちづくり」という言い方で豊岡市では、このような政策展開をしている。

豊岡市は「豊岡市歩いて暮らすまちづくり条例」を平成24年4月に制定した。その中でも、このような分析をしながら政策を展開していきますということを条例で定めているので、そういった議会活動を通じながらご理解はいただいていると理解している。

(委員) 重ねて言うと、後期高齢者の方はかなりお年を召されているので、そのような高齢の方への周知などは何か工夫の点というものはあるのか。

(豊岡市) 豊岡市では、今のような政策展開をする際に、それぞれの集落に健康づくり推進員という、地域で健康づくりのお手伝いをさせていただく方を1名ずつ設置している。そこで研修会を実施しており、市民を対象に健康づくりを広めていただく方々を中心に集まっていた。

そして、自治会長をこちらでは区長と呼ぶが、区長やまちづくり専門員の方から、集まっていた方へ「現在はこのような政策の展開の仕方をしていきますよ。」「こういったクラウドで、このような分析の結果ができるようになりますよ。」というようなことについてお知らせをお願いします。後期高齢者の方のみを対象にというようなことでは開催していないが、いろいろな事業で後期高齢者の方が対象となった教室を開いているので、そのような教室でお知らせをさせていただいている。

(委員) 最終的には、情報は豊岡市から大学の先生が立ち上げたベンチャー企業に提供されるという形になるわけか。既に国保に入っている方、約32%の方々の情報は提供され、システムが動いているということであるが、これまでの運用の中で、個人情報に係るようなトラブルということがなかったのかどうかというのが1つ。

もう1つは、豊岡市以外にも、新潟であるとか、福島、大阪の自治体などで、同じシステムに入って、同じような取り組みをしているということだが、そちらに関しても、これまでに何らかの問題というのは生じているのか、いないのかその点を確認したい。

(豊岡市) 今言われた個人情報の扱いに関してのトラブルということに関しては、豊岡市はない。

残りの6市についても、2ヶ月に1回程度このようなワーキングを開催しているが、そういったところでも特に報告はないので、順調にそれぞれの自治体がデータを解析することで、使われているデータが出ていると理解をしている。

(委員) それに加えて、このシステム以外でもそのような医療、健康に関わるような情報が民間の企業や、そのような事業者を提供されることというのは頻繁に行

われているものなのか。

(豊岡市) 豊岡市のデータについて、このような分析をしようというのは初めての取り組みである。ましてや、外部にということであると、初めてということになる。

(事務局) 補足させていただくが、当広域連合においても、今回初めて審議いただいているところであり、これまで、このような外部への提供といった事例はない。

それから、資料の中で、契約書については、豊岡市が株式会社つくばウエルネスリサーチと、クラウドシステム利用契約を締結されているものを参考資料として添付しており、後ほど確認いただきたいが、利用については、個人情報の保護について万全を期すような契約内容を締結されている。

本契約の他に、別紙が3つほどあり、さらに細かい利用規約等を定めている他、情報の取り扱いについても特記事項で定めている。

契約書6ページについて、提供情報の登録等の取扱いに関する特記事項ということで、特に第3条について、乙というのは、つくばウエルネスリサーチに対してということであるが、必要な措置を講じなければならない等の規定を課している。

それから、10ページについて、こちら提供情報の取扱特記事項ということで、こちらにもつくばウエルネスリサーチに対して、情報保護について必要な措置を講じなければならないといったようなことについて全て規定をしている。

後期高齢者医療でも、このような契約内容を理解した上で、豊岡市と協定書を最終的には締結したいということで、案を付けている。こちらで、つくばウエルネスリサーチと豊岡市の関係も含め、当広域連合と豊岡市の間で、そのような情報セキュリティ上の保護措置が講じられるように協定を締結していきたいと考えている。

特に、第6条情報提供の制限というところで、豊岡市が、この情報を法令等に規定がある場合を除き、後期高齢者医療制度及び健康政策の評価にかかる分析以外の目的で使用してはならない、つくばウエルネスリサーチ以外の第三者に提供してはならない、といった制限を課している。

また、豊岡市が、ウエルネスリサーチに対して、本件情報の適正な管理のために必要な措置を講じるといったことについても、協定内容として定めている。

先ほど説明にもあったが、この情報の加工をつくばウエルネスリサーチに豊岡市が委託する場合に、特定の個人が識別される情報を削除しなければならないといった規定についても協定の中に盛り込んでいる。

以上のように、個人情報の保護については、契約上記載をしている。

(委員) 2点質問させていただきたい。1点目は、この広域連合から、豊岡市に対して情報が提供され、それが今の話であると、特定の個人が識別される情報を削除した上で、このつくばウエルネスリサーチという会社に提供されるというこ

とであるが、この時に送られたデータというのは、豊岡市のサーバーなどで一旦保存され、そして、そこから加工された情報がつくばウエルネスリサーチに渡されるということで、その元となる情報自体は、加工して特定の個人が識別される情報を削除しているが、渡した後も豊岡市自身のもとに残るといことになるのかどうなのか。まず、この点について伺う。

(豊岡市) このデータについては、まず広域連合から豊岡市へ提供いただく。豊岡市に提供された段階で、クラウドに載せるためのデータ処理をして、変換したものをクラウドに載せて処理をする。そのため、豊岡市の中に元データがあるといえればある形になる。それは、抹消もできるようにはなっているが、基本的には、提供されたデータは豊岡市に留まっており、加工したものだけがクラウドに出ていくようにしたいと思っている。

(委員) そうなると、今の点に関連して、こうした情報が提供された後は、それが利用された後、当然保管される。そして、利用後は、そうした情報は廃棄というような手順で進んでいくことになるかと思うが、そうなると、今回審議の対象となっている豊岡市へ提供される情報というのは、いつまでが利用されて、利用された後の情報の廃棄はどうなるのか。これが曖昧なままだと、その情報だけがどんどんため込まれていくということになり、そこから何らかのアクセシビリティで情報が漏えいしたりする原因ともなりかねないため、この提供された情報の利用と廃棄についてはどのように今のところ考えておられるのか伺いたい。

(豊岡市) データを今回提供いただいた場合、基本クラウドに載せさえすれば、元のデータは廃棄をすれば良いということで理解している。

一旦取り込みをしたクラウド上のデータは、5年間使わせていただくということで、過去5年分が分析できるようになる。また、一番古い6年目になるものは削除する形で、過去5年間での比較を行うという使い方をしていく予定である。

(事務局) 補足説明をすると、先ほどの協定書の第4条第6号(6)であるが、本件情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、または消去しなければならないというところで、協定においてもそのように規定する予定である。

(委員) 確かにそのとおりであるけれども、ただ、必要がなくなったときということで、要は、必要がなくなったかどうかの判断が裁量判断になっているので、これはこの条文を見ただけでは廃棄に関して十分な政策というか、何らかの考え方がとられているというようには一概には読み取れないので、先ほどのような質問をさせていただいた。

もう一点、今度は別の視点からの質問になるが、確かにこうした協定書などでは、情報提供の制限等の定めがきちんとあるわけだが、実際に、今年に入っ

てから幾つかの民間企業から個人情報の大量漏えいがあった。

最近であればベネッセというような事件もあったが、大概そのような際にはシステム上の問題ではなくて、そこで働いている人が自ら利得を得るために個人情報をシステムの合間をぬって盗み出したというようなことが問題になっている。そのため、これは豊岡市に聞いたほうがよいのかもしれないが、こうした情報を取り扱うにあたって、人に対する研修や、あるいはデータの取り扱いができるものはこのように制限しているとか、あるいはパスワードなどはこのような者だけに配布して、他の者はそもそもシステムに入れないようになっていて、あるいはデータが入ったパソコンと外部記憶装置等の接続などについて何か制限が行われているとか、そうした人に対する政策について、情報漏えいの危険を避けるため、どのようなことを行っているのか。このシステムが既に動いているということであるので、この点を伺いたい。

(豊岡市) 豊岡市では、研修については、それぞれの部署でネットワークの管理者を定めている。さらに、その具体的な情報セキュリティの総括責任者も、各課・部ということで決めており、その研修も総務部が中心に行っており、定期的に研修を受けている。

さらにこの情報クラウドそのものについても、使えるのは健康増進課の中で係と室とあり、室は健康まちづくり推進室であるが、この健康まちづくり推進室の職員が使うということで、普段そのパソコン自体も特定のロッカーの中に保管して、そのロッカーも鍵がかかっており私たちしか出せない。パスワードもかかっているので、他の職員はそれを見ることができない。マニュアルはまた別のところに保管をするというような形である。

体制そのものもあるのはあるが、それも専用回線であるため、いわゆる他の者が繋いでどうこうということは全くできない。パスワードも定期的に変更をするような形の中で運用しており、例えばUSBを使うということも場合によってはあるが、このUSBについてもパスワード等を設定した市が貸与した特定のものしか使えないというような形になっている。

人為的なミスが全くないかという点、あとは研修の中で指導をしていくということを経営的にやりながら、そういったミスのないように努めていきたいと思っている。

(委員) 今の質問に関連するが、協定書の第4条の(5)について、これが研修ということで記載があるが、本件情報を取り扱うものに対し、セキュリティに関する研修その他取扱者の資質向上を図るための研修を実施することということで、協定書に書かれているわけであるが、そのような研修の状況のようなものが、この協定書を交わしたことでもう実施することとなっているが、継続的にそういったことの研修状況とかいったものを乙より広域連合へ逐一情報共有ができ

るような体制になっているのか。

それとも、甲がこの協定書を交わしているのか、研修に関しては、甲の責任でということになっているのか。

(事務局) その件については、豊岡市と広域連合で協議し、定期的に報告をもらうような事柄について定めたいと考えている。

(委員) このような案件は、先ほども言われていたが、技術的な問題を超えて人の問題というのが社会に頻発しており、名簿業者などからの電話番号等の売買なども日常的に多くある。

そのあたりで、この第5条の取扱責任者のところでも、甲は、本件情報の取り扱いに当たり、あらかじめ取扱責任者を置きということであるが、単独責任者であるから、当然一人ということであるが、この辺に関しても人の問題ということもあるので、取扱責任者の日常意識というか、セキュリティに対する周知というか、そのあたりのことも取扱責任者に関して伺いたい。

(豊岡市) この協定については、まだ締結をしているわけではないため、今後の話ということで想定したいと思うが、基本的にこの取扱責任者については、広域連合やそのような現場に直に近い形の中で責任を負えるものということで指定をし、研修についても、今までから他の一般のデータをたくさん扱っているため、市としての研修は実施しており、そういった中で、定期的な研修を受けながら、さらに担当職員もしっかりと研修を受けるような指導も含め、この取扱責任者というのを定めていければと思う。

(委員) 他に、ご意見あるいは問題点等はないか。

豊岡市より追加説明などはないか。

(豊岡市) はい。

(委員) それでは、委員の意見も出尽くしたようであるため、審査会の意見としてまとめたいと思う。

まず、本件は、豊岡市における当該事業の実施にあたり、広域連合が個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関以外のものに提供するものであるため、先ほどの条例抜粋にあった第8条第1項の第4号、「あらかじめ、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき」と、ここにあたるので、これに基づいて判断する必要があるかと思う。

それで、今、委員の意見を伺ったところ、問題がなさそうだということで、この件に関しては、貴広域連合から個人情報を外部提供することについては、「自治体共用型健幸クラウド」について、健康に影響を与える総合的な要因に係る情報を取得・分析・評価し、自治体の課題を明確にするとともに、その対策の立案や政策の実施と評価を行い、システムを利用する各自治体における、より高精度な健康政策の分析・評価が可能となるものであることから、公益に

資するものであると認められるので妥当である。ということにしてはどうか。

それから、もう一つ、大事な点としては、提供する個人情報の保護のための必要な措置ということについては、提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないととも、保有する必要がなくなった個人情報は、確実かつ迅速に廃棄する等、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。また、クラウド上でのデータ保管に伴う株式会社つくばウエルネスリサーチへのデータ提供にあたっては、豊岡市が特に「連結不可能匿名化处理」（他の情報と照合することによる特定の個人の識別ができないようにする処理）を行った上で提供すること。という条件を付けてはどうか。

それでは、今申し上げた2点で、意見をまとめたいと思うがよろしいか。

(全委員) 異議なし。

(委員) それでは、今申し上げた結論を答申としてまとめたいと思うので、しばらくお待ち願いたい。

(事務局が答申案を委員に配付)

(委員) 今、配付された答申案を確認したいと思うので、事務局より説明いただきたい。

(事務局) それでは、答申案を読み上げます。

答申案1、公益上の必要性について。貴広域連合から個人情報を外部提供することについては、「自治体共用型健幸クラウド」について、健康に影響を与える総合的な要因に係る情報を取得分析・評価し、自治体の課題を明確にするとともに、その対策の立案や政策の実施と評価を行い、システムを利用する各自治体におけるより高精度な健康政策の分析・評価が可能となるものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。

2、提供する個人情報の保護のための必要な措置。提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないととも、保有する必要がなくなった個人情報は確実かつ迅速に廃棄する等、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。

また、クラウド上でのデータ保管に伴う株式会社つくばウエルネスリサーチへのデータ提供にあたっては、豊岡市が特に「連結不可能匿名化处理」（他の情報と照合することによる特定の個人の識別ができないようにする処理）を行ったうえで提供すること。

(委員) 答申案について、何か意見はあるか。

(委員) この答申案だと、2番で豊岡市やつくばウエルネスリサーチという固有名詞が出てきているが、1番では、そもそも諮問自体が豊岡市へのデータ提供につ

いてということになっている。しかし、その1番の公益上の必要性についてのところでは、個人情報を外提供することについてとなっている。

今回の諮問は豊岡市に関することだということであるので、例えば、個人情報を豊岡市に対して外提供することはなど、提供先が今回に関しては豊岡市だけであるということを明示させる部分がどこかにあったほうがよいのではないかと思う。

(事務局) ご指摘のあった文については、提供先として豊岡市に対してということをつけ加えさせていただく。

(委員) この文のままだと、他の「自治体共用型健幸クラウド」に属しているところにも提供できるような形になると思う。

それでは、事務局より再度修正案を説明いただきたい。

(事務局) それでは、修正箇所部分のみ読み上げさせていただく。

公益上の必要性について。貴広域連合から個人情報を豊岡市に対して外提供することについては、という形に修正をさせていただきたい。

(委員) それでは、実際に修正したものを事務局と私で確認した上で、答申案として提出したいと思うがよろしいか。

(全委員) 異議なし。

(2) 報告事項

① 平成25年度の情報公開・個人情報保護制度の実施状況について(資料1)

(委員) 請求件数の母数は、被保険者数ではいくらか。請求件数は多いのか少ないのか。

(事務局) 被保険者数は66万人である。

(委員) 66万人のうちのこのぐらいか。

(事務局) そのうちの11件ということである。

(委員) 了解した。

② レセプト二次点検業務について(資料2)

(委員) 年度の区切りは、どのような区切りか。

(事務局) 契約は4月から翌年3月までということになる。

(委員) 今年の4月から、オークスに委託したわけであるが、データとしては点検効果額が6月から8月までとなっており、4月から5月分がないがそれはなぜか。

(事務局) これについては、レセプトが2ヶ月遅れで来るためである。

(委員) ということは、まだわかっていないのか。

(事務局) つまり、4月に審査したものが6月に返ってくるということである。

(委員) 先日、国から過払いの件がニュースになっていたが、それに絡んで伺いたい

と思うが。

この民間業者に委託している二次点検業務について、そのようなケースについては対象になっていないということか。チェックができなかったのか、できたのか、ということが一つ。

また、それに絡んで、会計検査院からの指摘で、高額医療費の算出方法を明確に示していなかったという、それと並んで広域連合側が電算処理システムの機能を十分に理解していなかったというような指摘もあったが、それに関して特に、こういう個人情報に絡んでくるものであるだけに、そのあたりのシステムの運用についてどのような研修や対応をされているのか、簡単に説明していただければと思う。

(事務局) 過払金については、まず、システム上の問題は確かにあった。月次処理と年次処理で数値が異なっており、厚労省からは当初明確な説明がなかったので、各広域とも月次処理ということで理解しており、それで計上し申請していた。

ところが、月次処理では月毎の分しか計算できず、年次処理を行うことにより再提出されたレセプトと整合性がとれるということで、厚労省からはそのような考えがあったが、厚労省からの説明が各広域連合に対して不鮮明であり、そういった大きな問題が主な原因である。

そのため、今後は厚労省の指導に基づき、年次処理を行い報告していくことになるが、ただ、年次処理を行ったからといっても、例えば、第三者行為等については、1年や2年遅れて請求が来るので、どうしても正確な数字というのは結局のところ把握はできないため、システム改修等も含め、広域連合として厚労省に今後要望していく予定にしている。

(事務局) 若干補足をすると、今の点検業務との関係では、一次点検については各医療機関から国民健康保険団体連合会へ一度提出され、その分を広域連合が受け取り、再度適正かどうかという審査を民間事業者へ委託している。このうち、療養の内容が不適正であるという場合は、再審査請求を国民健康保険団体連合会へ広域連合が行い、再度、ここが不適切であるとか過剰であるとかというような点を指摘し、国民健康保険団体連合会の審査会でそれが妥当な申請内容であったということであれば、査定点数が変更になるというようなところまでを行っているものである。

その後、医療機関からも取り下げ等があったときに差が生じるが、それは審査とは直接関係がなく、あとは、集計方法について、厚労省の指導・指示が不鮮明であったところに問題があったということである。

③ 重複・頻回受診者訪問指導業務について（資料3）

(委員) この抽出人数というのは、自動的に出てくるのか。

(事務局) はい。

(委員) 上の条件を満たしたら出てくる人のうち、訪問指導予定人数となる350人から400人はどのようにして絞られるのか。

(事務局) 基本的には、当然、頻度が多いとか、やはり実際の内容を見て、特に訪問すべき対象であるという方を上から順に見ていく。ただ、その訪問をする際に、こちらからいきなり行くというのではなく、受託事業者が、電話等で訪問について意思の確認を行う。来ても構わないという確認のとれた方だけを訪問するという形になるので、実際のところ全員が同意いただけるということではなく、他の広域連合でも同様の事業を実施しているが、同意が得られる方が全てではないということで、結果的に1,460人を抽出するが、実際に訪問できるのは400人程度という考え方である。

④ 社会保障・税番号制度について（資料4）

(委員) この審査会に仕事の一つ増えるということか。

(事務局) よろしく願いいたします。

⑤ データヘルス計画策定にかかるKDB（国保データベース）への参加について（資料5）

(委員) 先ほどの説明の中にKDBは今のところ無料であると言っているが、本格的に動き出したらいくら必要なのか。

(事務局) それについては、額の明示について国保連合会へ依頼したが、まだ示すことができないということで聞いている。